

議事要旨

会合名称： 第1回 モデル取引契約見直し検討部会 民法改正対応モデル契約見直し検討WG (WG1)

開催日時： 2019年5月30日(木) 10:00~12:00

議事内容：

1. 開会・挨拶

2. 情報公開の方針について

事務局から、情報公開の方針案について説明が行われ、了承された。

3. WGの進め方について

事務局からWGの進め方について以下の説明と確認が行われた。

- モデル取引・契約書見直し検討部会及び関連WGの概要について。
- 成果物の内容・構成案について。
- スケジュール、活動計画、WGの開催日程について。

民法改正関連の見直しを行ったモデル取引・契約書の改訂版を今年末に公開し、それ以外の論点に関する見直しの検討を来年以降も継続することなどが確認された。

4. WG1の論点について

専門委員から、WG1検討事項の論点について資料に基づく説明が行われた。

5. 関連資料の説明

事務局や各団体から提出された論点に関わる関連資料について、以下の説明が行われた。

- 事務局から、DXレポート(経産省)における再構築について。
- 委員から、JISAのモデル契約について。
- 委員から、JEITAのモデル契約について。
- IPAセキュリティセンターから、情報セキュリティの調査結果について。

6. 論点について

提示された論点について、各委員から意見が述べられ、以下の議論があった。

- 議論を始める前に従前のモデル契約の議論の前提事項を確認し、整理した方がいいのではないか。
→この点については次回事務局で第1版の前提事項を可視化した資料を用意することとなった。
- 第1版は対等の交渉力を有するユーザとベンダを前提としていたもので、まずはそれを前提として議論した上で、対等の交渉力を有さない中小企業等を想定した追補版の議論を行うのがよいのではないか。

- 多段階契約において下流工程でトラブルが生じたときにユーザが上流工程まで遡って代金を請求するという紛争が頻発しており、契約のドラフティングでこのような紛争を解決できるかといった議論が出来ればよいと思う。
- 民法改正関連の検討事項の中に、責任上限の分水嶺となる「重大な過失」の明確化と、セキュリティ対策についての契約書への明記とあるが、両者は別の話であるし、重大な過失の問題は民法改正がなくても既に問題となっていることから、これらは後に回した上で民法改正関連の議論を先に行った方がよいのではないかと。
- 民法改正に関する事項を検討した後に検討する事項としてプロジェクトマネジメント義務の論点が挙げられているが、仮に正面から当該義務をモデル契約に取り込むとして、プロジェクトマネジメント義務違反と解除の関係をどう整理するのも問題となりうる。
- 今回の改正で契約不適合責任が追及される期間が最長 10 年になったが、Windows や Java 等は常に最新にすることを前提として供給されており、後に修補請求されても、開発当時と環境が異なっているというケースもある。
- 納品時に不具合があったわけではないが、納品後の環境変化に伴って不具合が生じた場合、そもそもそれが契約不適合なのかという問題が生じる。
- セキュリティの問題については、専門的な部分もあり、必ずしも民法改正には直接関係しないものの、契約である程度明確化しておくことは必要ではないかと。
- 議論すべき事項は多岐にわたるが、民法改正に対応したものは早めにリリースする必要があるため、かなりの的を絞って検討を進めるべきである。
- 契約で防げる紛争問題には限界があるので、契約で対応できると思われる点に絞って集中して議論すべきである。

以上